

平成28年度

行政監査結果報告書

監査テーマ

「補助金等により整備した施設等について」

平成29年9月

北海道監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の着眼点	1
4	監査対象事業及び対象年度	1
5	監査対象部局	2
6	監査の実施方法	2
7	監査実施期間	2
第2	監査対象補助事業等	3
1	補助事業等に係る事前調査	3
(1)	補助事業等の区分	3
(2)	補助事業等の執行状況	3
(3)	補助事業等の年度別内訳	4
(4)	各部局ごとの補助事業数、補助団体数、補助金額	4
2	監査の対象とした補助事業等の選定	6
(1)	監査の対象とした補助事業等	6
(2)	実地監査等を行った補助事業等及び部局	6
3	監査等実施年月日	10
第3	監査結果等	11
1	監査結果の概要	11
2	補助事業等の概要及び監査結果	12
(1)	北海道公立大学法人札幌医科大学施設整備等補助金	12
(2)	私立高等学校等生徒奨学事業（事務局費）	13
(3)	私立幼稚園管理運営事業	14
(4)	地方独立行政法人北海道立総合研究機構施設整備等補助金	16
(5)	空調機器等更新事業費補助金	17
(6)	自然公園等整備事業	18
(7)	循環資源利用促進施設設備整備費補助事業	19
(8)	医療施設耐震化臨時特例整備促進費補助金	22
(9)	オホーツク圏地域医療再生計画事業費補助金	23
(10)	北網地域医療再生事業費補助金	24
(11)	電源立地地域対策交付金事業	25
(12)	企業立地促進費補助金	26
(13)	企業立地促進費補助金	27

(14) 強い農業づくり事業	28
(15) 強い農業づくり事業	29
(16) 強い農業づくり事業	30
(17) 共同利用漁船復旧支援事業	31
(18) 森林整備加速化・林業再生事業	32
(19) 林業・木材産業構造改革事業	33
第4 所見	34

監 査 報 告

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

補助金等により整備した施設等について

2 監査の目的

補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）で整備した施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）は、法令等の規定に従い、補助金等の交付の目的に沿って適正かつ効果的・効率的に利活用されなければならない。

※¹ 定期監査においては、各部局における補助金等交付事務について、また、※² 財政的援助団体等監査においては、補助事業者における補助事業の出納その他の事務について、適正に執行されているかどうか、補助金等交付年度を対象に監査を実施し、不適切な事態等については是正や改善を求めているところである。

しかしながら、補助事業の中には、その効果や影響が後年度に及ぶものも多数あり、特に施設等の整備にあつては、使用期間が長期間にわたるため、補助事業等完了後の利活用の状況や事業効果等について、継続的な視点で監査を行うことが必要である。

こうしたことから、整備後一定期間を経過した施設等について、利活用の状況や事業効果等について検証することとし、当該施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているかなど、経済性、効率性、有効性等の観点から、主に次の事項に着目して監査を実施した。

※¹ 定期監査 地方自治法第199条第4項の規定による監査をいう。

※² 財政的援助団体等監査 地方自治法第199条第7項の規定による監査をいう。

3 監査の着眼点

- (1) 施設等が補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。
- (2) 施設等が適切に管理されているか。
- (3) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。
- (4) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

4 監査対象事業及び対象年度

監査対象事業は、平成24年度から平成26年度までの期間において事業が完了した施設等の整備を行った補助事業等を対象とした。

5 監査対象部局

総務部、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部、出納局、各総合振興局・振興局、企業局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育庁、警察本部

6 監査の実施方法

監査対象とした事業の全容を把握するため、事前調査として各部長等に調査票の提出を求め、具体の監査対象とする事業を選定することとした。

^{※3}行政監査については、補助事業等により整備された施設等の利活用や管理の状況、事業効果などを把握するため、補助金等の交付先である団体（以下「補助団体」という。）での現地調査や職員等からの事情聴取などの^{※4}関係人調査を実施した後、これらの内容を踏まえ、定期監査と同時実施及び行政監査単独での実地監査を行った。

※3 行政監査 地方自治法第199条第2項の規定による監査をいう。

※4 関係人調査 地方自治法第199条第8項の規定による調査をいう。

7 監査実施期間

平成28年8月から平成29年7月まで

第2 監査対象補助事業等

1 補助事業等に係る事前調査

(1) 補助事業等の区分

事前調査に当たっては、補助事業等を、その目的や趣旨等に基づき、次のとおり区分した。

ア 施設等整備費補助

施設等を整備するための経費に対する補助

イ 施設等整備費補助のうち社会資本整備費補助

道路、河川、ダム、港湾、漁港、公園、空港、上下水道整備等の国土保全、産業基盤等を整備するための経費に対する補助

ウ 事業費補助

補助目的の事業を執行するための経費（賃金、委託料、需用費、備品等）に対する補助

エ 管理運営費補助

団体等の管理や運営に要する経費（人件費、運営費、設備、備品等）に対する補助

オ その他

上記以外で施設等を整備する経費に対する補助

(2) 補助事業等の執行状況

各部局に対し、(1)の区分による事前調査を行った結果、平成24年度から26年度までの期間に事業が完了した補助事業等は559事業あり、各区分ごとの事業数は、「施設等整備費補助」が313事業（うち、社会資本整備費補助は55事業）、「事業費補助」が193事業、「管理運営費補助」が42事業、「その他」は11事業であった。

なお、各部局ごとの内訳は、表1のとおりである。

<表1>

部 局 名	補助事業数	施設等整備費補助		事業費補助	管理運営費補助	その他
			社会資本整備費補助			
総務部	54	15	0	12	27	0
総合政策部	27	24	3	3	0	0
環境生活部	15	15	0	0	0	0
保健福祉部	213	136	0	71	6	0
経済部	70	20	9	50	0	0
農政部	86	51	19	27	6	2
水産林務部	56	47	19	6	3	0
建設部	26	5	5	12	0	9
教育庁	6	0	0	6	0	0
警察本部	6	0	0	6	0	0
計	559	313	55	193	42	11

※ 出納局、企業局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局については、補助事業等を実施していないことから除いた。

※ 各総合振興局、振興局で実施している補助事業等については、本庁各部において計上した。

(3) 補助事業等の年度別内訳

補助事業等の年度別内訳は、表2のとおりである。

<表2>

(単位:千円)

部 局 名	年度	補 助 事業数	補 助 団体数	補助金額	部 局 名	年度	補 助 事業数	補 助 団体数	補助金額
総 務 部	24	17	504	24,495,078	農 政 部	24	28	426	11,609,194
	25	18	662	24,678,303		25	29	542	20,635,083
	26	19	634	25,969,363		26	29	801	15,968,357
	計	54	1,800	75,142,744		計	86	1,769	48,212,634
総合政策部	24	8	576	4,915,690	水産林務部	24	18	285	5,761,765
	25	9	551	5,629,701		25	19	304	5,597,134
	26	10	591	6,053,188		26	19	325	9,366,258
	計	27	1,718	16,598,579		計	56	914	20,725,157
環境生活部	24	5	26	650,085	建 設 部	24	7	29	330,453
	25	5	30	711,091		25	10	31	295,091
	26	5	42	1,390,712		26	9	44	338,120
	計	15	98	2,751,888		計	26	104	963,664
保健福祉部	24	78	694	14,950,186	教 育 庁	24	2	84	75,483
	25	75	796	14,167,310		25	2	87	74,199
	26	60	661	10,947,134		26	2	85	72,367
	計	213	2,151	40,064,630		計	6	256	222,049
経 済 部	24	23	490	9,415,852	警 察 本 部	24	2	2	5,058
	25	23	449	8,204,905		25	2	2	4,805
	26	24	435	9,004,691		26	2	2	4,565
	計	70	1,374	26,625,448		計	6	6	14,428
				計	24	188	3,116	72,208,844	
					25	192	3,454	79,997,622	
					26	179	3,620	79,114,755	
					計	559	10,190	231,321,221	

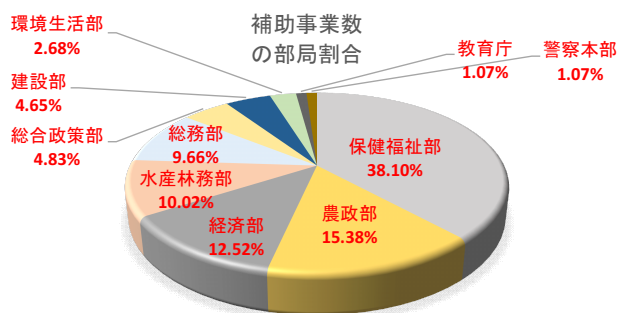
※ 補助事業数、補助団体数の計欄は、延べ数である。

(4) 各部局ごとの補助事業数、補助団体数、補助金額

補助事業等全体に占める各部局ごとの補助事業数、補助団体数、補助金額の割合は、表3から表5のとおりである。

1) 補助事業数

補助事業数の多い部局から順に、保健福祉部、農政部、経済部、水産林務部、総務部、総合政策部などとなっている。

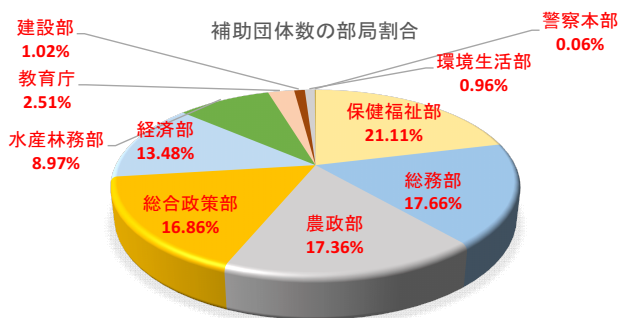


<表3>

部 局 名	補助事業数	割 合
総務部	54	9.66%
総合政策部	27	4.83%
環境生活部	15	2.68%
保健福祉部	213	38.10%
経済部	70	12.52%
農政部	86	15.38%
水産林務部	56	10.02%
建設部	26	4.65%
教育庁	6	1.07%
警察本部	6	1.07%
計	559	100.00%

2) 補助団体数

補助団体数の多い部局から順に、保健福祉部、総務部、農政部、総合政策部、経済部、水産林務部などとなっている。

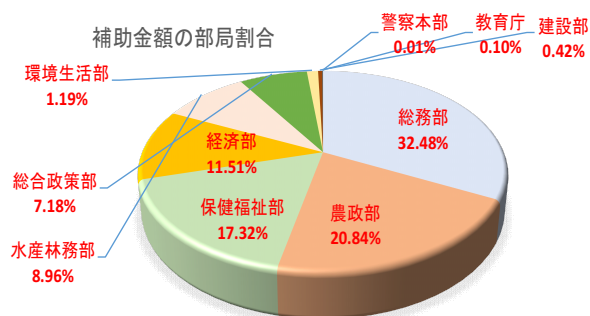


<表4>

部局名	補助団体数	割合
総務部	1,800	17.66%
総合政策部	1,718	16.86%
環境生活部	98	0.96%
保健福祉部	2,151	21.11%
経済部	1,374	13.48%
農政部	1,769	17.36%
水産林務部	914	8.97%
建設部	104	1.02%
教育庁	256	2.51%
警察本部	6	0.06%
計	10,190	100.00%

3) 補助金額

補助金額の多い部局から順に、総務部、農政部、保健福祉部、経済部、水産林務部、総合政策部などとなっている。



<表5>

(単位:千円)

部局名	補助金額	割合
総務部	75,142,744	32.48%
総合政策部	16,598,579	7.18%
環境生活部	2,751,888	1.19%
保健福祉部	40,064,630	17.32%
経済部	26,625,448	11.51%
農政部	48,212,634	20.84%
水産林務部	20,725,157	8.96%
建設部	963,664	0.42%
教育庁	222,049	0.10%
警察本部	14,428	0.01%
計	231,321,221	100.00%

2 監査の対象とした補助事業等の選定

(1) 監査の対象とした補助事業等

第2の1の(2)で把握した559補助事業等のうち、^{※5}社会資本整備に係る55事業を除き、補助事業者への1件当たりの補助金等の交付額が、「施設等整備費補助」、「事業費補助」、「その他」については1千万円以上、「管理運営費補助」については3千万円以上の補助事業等を監査対象として選定し、補助事業者名や事業の内容などを把握した。

上記により選定した補助事業等を、部局ごとに、施設、設備及び備品に係る補助事業等に区分すると、表6のとおりである。

※5 道路、河川などの国土保全等に係る社会資本整備については、一般的に事業完成まで長期間にわたるものが多く、完成後の利活用の状況や事業効果について短期間での検証・把握が難しい面もあることから除外した。

<表6>

(単位:千円)

部局名	補助事業数	区分	補助団体数	補助対象経費	補助金額	部局名	補助事業数	区分	補助団体数	補助対象経費	補助金額
総務部	9	施設	11	3,273,812	2,278,941	経済部	14	施設	58	25,861,732	1,901,226
		設備	6	948,704	223,962			設備	66	34,297,312	2,528,118
		備品	652	196,619,316	54,137,879			備品	45	2,422,148	36,889
		計	669	200,841,832	56,640,782			計	169	62,581,192	4,466,233
総合政策部	6	施設	130	33,197,874	6,825,436	農政部	12	施設	169	40,846,568	20,110,889
		設備	85	6,386,651	3,084,222			設備	32	7,253,342	3,249,026
		備品	0	0	0			備品	95	9,138,937	2,730,675
		計	215	39,584,525	9,909,658			計	296	57,238,847	26,090,590
環境生活部	6	施設	3	83,570	30,658	水産林務部	9	施設	78	19,389,450	9,213,159
		設備	54	4,101,782	2,618,656			設備	45	6,810,848	3,161,044
		備品	0	0	0			備品	68	3,299,286	1,533,409
		計	57	4,185,352	2,649,314			計	191	29,499,584	13,907,612
保健福祉部	37	施設	265	79,982,518	9,961,290	計	93	施設	714	202,635,524	50,321,599
		設備	93	10,564,655	90,755			設備	381	70,363,294	14,955,783
		備品	140	6,937,558	816,916			備品	1,000	218,417,245	59,255,768
		計	498	97,484,731	10,868,961			計	2,095	491,416,063	124,533,150

(2) 実地監査等を行った補助事業等及び部局

(1)で監査対象とした補助事業等について、部局ごとに、それぞれ最高額である補助事業等を選定し、補助金の交付事務を行っている部局について実地監査を行うとともに、関係人調査を行った。

その状況は、表7のとおりである。

<表7>

(単位：千円)

部 局	実地監査 部 局	区 分	補 助 事 業 名	補助団体名	補助年度	補助金額		
			事 業 内 容					
総 務 部	総 務 部	施 設	北海道公立大学法人札幌医科大学 施設整備等補助金 ＜施設等整備費補助＞	北海道公立大学 法人A	H24	518,568		
					H25	546,501		
					H26	572,561		
		施設整備等の財源に充てるため、予算の範囲内で補助する。						
		設 備	私立高等学校等生徒奨学事業 (事務局費) ＜管理運営費補助＞	公益財団法人B	H25	96,422		
			私立高等学校等生徒奨学事業に要する経費について、貸付事業の円滑な遂行を図るため、予算の範囲内で補助する。					
備 品	私立幼稚園管理運営事業 ＜管理運営費補助＞	学校法人C	H24	363,159				
			H25	370,134				
			H26	364,182				
私立幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で補助する。								
総 合 政策部	総 合 政策部	施 設	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 施設整備等補助金 ＜施設等整備費補助＞	地方独立行政法 人D	H25	407,713		
					H26	715,420		
		老朽化した試験調査船の代船建造に要する経費について、予算の範囲内で補助する。						
		設 備	空調機器等更新事業費補助金 ＜施設等整備費補助＞	公益財団法人E	H24	94,052		
H25	39,021							
H26	39,851							
空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。								
環 境 生活部	環 境 生活部	施 設	自然公園等整備事業 ＜施設等整備費補助＞	F 町	H24	21,971		
			自然公園の自然景観の保全を図りつつ、適正な利用を促進するため、予算の範囲内で補助する。					
		設 備	循環資源利用促進施設設備整備費 補助事業 ＜施設等整備費補助＞	株式会社G	H24	175,851		
道内の産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指すため、産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る施設・設備の整備に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。								
保 健 福祉部	保 健 福祉部	施 設	医療施設耐震化臨時特例整備促進 費補助金 ＜施設等整備費補助＞	H 市	H22	11,320		
					H23	955,449		
					H24	1,297,328		
大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を緊急的に行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する。								

(単位：千円)

部 局	実地監査 部 局	区 分	補 助 事 業 名	補助団体名	補助年度	補助金額
			事 業 内 容			
保 健 福祉部	保 健 福祉部	設 備	オホーツク圏地域医療再生計画事業費補助金 <施設等整備費補助>	法人 I	H26	415,720
			地域医療再生計画に基づき、北海道医療計画に定める第三次医療圏の医療の充実を図るため、予算の範囲内において交付する。			
	備 品	北網地域医療再生事業費補助金 <事業費補助>	法人 I	H26	61,000	
		地域医療再生計画に基づき、北網地域の医療の充実を図るため、予算の範囲内において交付する。				
経 済 部	経 済 部	備 品	電源立地地域対策交付金事業 <事業費補助>	J 町	H26	446,040
			原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため、予算の範囲内で補助する。			
	石 狩 振 興 局	施 設	企業立地促進費補助金 <施設等整備費補助>	K 株式会社	H24	289,758
			道内において、工場等の新設又は増設する事業者に対し施設整備費用の一部を補助する。			
	胆振総合 振 興 局	設 備	企業立地促進費補助金 <施設等整備費補助>	株式会社 L	H26	588,813
			道内において、工場等の新設又は増設する事業者に対し施設整備費用の一部を補助する。			
農 政 部	オホーツク 総合振興局	施 設	強い農業づくり事業 <施設等整備費補助>	M 市	H24	0
					H25	2,094,482
					H24年度予算2,094,482千円をH25年度に繰越	
					産地競争力の強化、経営体の育成及び輸出の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	
	空知総合 振 興 局	備 品	強い農業づくり事業 <施設等整備費補助>	N 株式会社	H25	490,567
					H26	596,660
					H25年度予算のうち、596,660千円をH26年度に繰越	
					産地競争力の強化、経営体の育成及び輸出の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	
空知総合 振 興 局	備 品	強い農業づくり事業 <施設等整備費補助>	O 市	H24	0	
				H25	137,143	
				H24年度予算33,466千円をH25年度に繰越		
				産地競争力の強化、経営体の育成及び輸出の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。		

(単位：千円)

部 局	実地監査 部 局	区 分	補 助 事 業 名	補助団体名	補助年度	補助金額	
			事 業 内 容				
水 産 林務部	根 室 振 興 局	施 設	共同利用漁船復旧支援事業 ＜施設等整備費補助＞	P 漁業協同組合	H23	210,405	
					H24	2,025,371	
					H23年度予算のうち 2,025,371千円をH24年度 に繰越		
	東日本大震災からの復興を目的に共同で利用する漁船の復旧に対して補助する。						
	胆振総合 振 興 局	設 備	森林整備加速化・林業再生事業 ＜施設等整備費補助＞	株式会社Q	H26	590,000	
新たな木材需要の創出、道産材の安定的・効率的な供給体制を構築することにより、平成26年4月1日の消費税率引上げに伴う木材需要の反動減を回避し、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、予算の範囲内で補助する。							
オホーツク 総合振興局	備 品	林業・木材産業構造改革事業 ＜施設等整備費補助＞	R市	H26	290,415		
		望ましい林業構造の確立、特用林産の振興、木材利用及び木材産業体制の整備推進を図るため、予算の範囲内で補助する。					

※ 補助事業名については、補助告示による事業名を記載。ただし、経済部の「企業立地促進費補助金」については、補助金交付要綱による事業名を記載。

補助事業等を実地監査部局別にみると、表8のとおりである。

<表8>

(単位：千円)

実地監査 部 局	補助事業数				補助金額	実地監査 部 局	補助事業数				補助金額
		施設	設備	備品				施設	設備	備品	
総 務 部	3	1	1	1	2,831,527	石 狩 振 興 局	1	1			289,758
総 合 政 策 部	2	1	1		1,296,057	空 知 総 合 振 興 局	1			1	137,143
環 境 生 活 部	2	1	1		197,822	胆 振 総 合 振 興 局	2		2		1,178,813
保 健 福 祉 部	3	1	1	1	2,740,817	オホーツク総合振興局	3	1	1	1	3,472,124
経 済 部	1			1	446,040	根 室 振 興 局	1	1			2,235,776
計							19	7	7	5	14,825,877

3 監査等実施年月日

監査等の実施年月日は、表9のとおりである。

<表9>

行政監査			補助事業名	関係人調査	
部局	実地監査部局	監査年月日		補助団体名	調査実施年月日
総務部	総務部	平成29年6月7日	北海道公立大学法人札幌医科大学施設整備等補助金	北海道公立大学法人A	平成29年3月14日
		平成29年6月7日	私立高等学校等生徒奨学事業(事務局費)	公益財団法人B	平成29年3月13日
		平成29年6月7日	私立幼稚園管理運営事業	学校法人C	平成29年3月7日 ～ 平成29年3月10日
総合政策部	総合政策部	平成29年6月20日	地方独立行政法人北海道立総合研究機構施設整備等補助金	地方独立行政法人D	平成29年3月23日
		平成29年6月20日	空調機器等更新事業費補助金	公益財団法人E	平成29年3月3日
環境生活部	環境生活部	平成29年6月14日	自然公園等整備事業	F町	平成29年6月12日
		平成29年6月14日	循環資源利用促進施設設備整備費補助事業	株式会社G	平成29年2月23日
保健福祉部	保健福祉部	平成29年6月16日	医療施設耐震化臨時特別整備促進費補助金	H市	平成29年3月23日
		平成29年6月16日	オホーツク圏地域医療再生計画事業費補助金	法人I	平成29年3月16日
		平成29年6月16日	北網地域医療再生事業費補助金	法人I	平成29年3月16日
経済部	経済部	平成29年6月20日	電源立地地域対策交付金事業	J町	平成29年3月3日
	石狩振興局	平成29年6月16日	企業立地促進費補助金	K株式会社	平成29年3月16日
	胆振総合振興局	平成29年6月8日	企業立地促進費補助金	株式会社L	平成29年3月7日
農政部	オホーツク総合振興局	平成29年7月7日	強い農業づくり事業	M市	平成29年3月17日
		平成29年7月7日	強い農業づくり事業	N株式会社	平成29年3月17日
	空知総合振興局	平成29年6月6日	強い農業づくり事業	O町	平成29年3月3日
水産林務部	根室振興局	平成29年7月4日	共同利用漁船復旧支援事業	P漁業協同組合	平成29年3月22日
	胆振総合振興局	平成29年6月8日	森林整備加速化・林業再生事業	株式会社Q	平成29年3月7日
	オホーツク総合振興局	平成29年7月7日	林業・木材産業構造改革事業	R市	平成29年3月15日

第3 監査結果等

1 監査結果の概要

今回の監査においては、第2の2の(2)のとおり、平成24年度から平成26年度までの期間において事業が完了した19事業を選定し、補助金の交付事務を行っている10部局に対し、4つの着眼点により監査を行った。

監査を実施した結果、3部局において、是正又は改善を要する事項があり、その内容は表10のとおりである。

<表10>

監査の着眼点	実地監査部局	補助事業名	補助団体名	内 容	掲 載 ページ
(1) 施設等が補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。	10 部局	19 事業	18 団体	是正又は改善を要する事項はなかった。	
(2) 施設等が適切に管理されているか。	10 部局	19 事業	18 団体	是正又は改善を要する事項はなかった。	
(3) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。	環境生活部	循環資源利用促進施設設備整備費補助事業	株式会社G	事業計画が達成されていないもの	P20
	9 部局	18 事業	17 団体	是正又は改善を要する事項はなかった。	
(4) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。	総 務 部	私立幼稚園管理運営事業	学校法人C	補助対象外経費を補助対象経費としているもの	P15
	環境生活部	循環資源利用促進施設設備整備費補助事業	株式会社G	誤った実績数値等に基づき事業計画書が作成され事業が採択されているもの	P21
	空知総合振興局	強い農業づくり事業	〇市	成果目標の達成状況等を公表していないもの	P30
	7 部局	16 事業	15 団体	是正又は改善を要する事項はなかった。	

※ 補助事業数19事業に対し補助団体数が18団体と相違しているのは、1団体が2つの事業の補助団体となっていることによる。

2 補助事業等の概要及び監査結果

(1) 北海道公立大学法人札幌医科大学施設整備等補助金

ア 補助事業等の概要

所管部課等	総務部（法務・法人局大学法人室）
補助団体名	北海道公立大学法人A
事業の目的 又は趣旨	施設整備に係る工事その他の施設設備整備業務の財源に充てるため、地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、予算の範囲内で、補助事業者に対し補助金を交付する。
補助対象経費	補助対象事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるもの。 1 空調機等更新工事 (1) 機械装置費 (2) 委託費 2 外壁改修等工事 (1) 構築物費 (2) 委託費 3 電力設備等更新工事 (1) 機械装置費 (2) 委託費 4 施設整備構想関連事業 (1) 什器・備品費 (2) 委託費
事業内容	建築物等の保全及び機能維持を図るための施設整備 H24 空調機等更新工事、外壁改修等工事、電力設備等更新工事 H25 空調機等更新工事、外壁改修等工事、電力設備等更新工事 H26 空調機等更新工事、外壁改修等工事、電力設備等更新工事、施設整備構想関連事業
補助率	10分の10以内
補助対象経費	1,637,630,235円 (平成24年度 518,567,700円 平成25年度 546,501,300円 平成26年度 572,561,235円)
補助金確定額	1,637,630,235円 (平成24年度 518,567,700円 平成25年度 546,501,300円 平成26年度 572,561,235円)
補助事業等の区分	施設等整備費補助（施設）
補助対象年度	平成24年度、平成25年度、平成26年度
補助金の額の確定年月日	平成24年度 平成25年4月19日 平成25年度 平成26年4月17日 平成26年度 平成27年4月20日

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(2) 私立高等学校等生徒奨学事業（事務局費）

ア 補助事業等の概要

所管部課等	総務部（法務・法人局学事課）
補助団体名	公益財団法人B
事業の目的 又は趣旨	私立高等学校等生徒奨学事業に要する経費について、貸付事業の円滑な遂行を図るため、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助対象経費	公益財団法人が行う私立高等学校等生徒奨学事業の生徒奨学金貸付事務等に係る事務局の運営に要する経費
事業内容	設備の整備 奨学事業事務オンラインシステムの構築(パソコン購入含む)
補助率	定額（10分の10以内）
補助対象経費	96,422,149 円
補助金確定額	96,422,149 円
補助事業 等の区分	管理運営費補助（設備）
補助対象年度	平成25年度
補助金の額の 確定年月日	平成26年4月28日

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(3) 私立幼稚園管理運営事業

ア 補助事業等の概要

所管部課等	総務部（法務・法人局学事課）
補助団体名	学校法人C
事業の目的 又は趣旨	北海道における私立学校法第2条第3項に規定する私立学校並びに看護師養成施設を除く実践的かつ専門的な職業教育を行う私立専修学校及び外国人子女の教育を目的とする私立各種学校の教育条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高め、もって学校及び専修学校等の教育の振興を図る。
補助対象経費	幼稚園教育に係る次の経常的経費 ・人件費（退職金及び役員報酬を除く。） ・教育研究・管理経費 ・設備関係経費 ・借入金等利息
事業内容	備品の購入 エアコン、送迎バス等
補助率	定額補助 私立幼稚園の教育に係る経常的経費を対象に予算の範囲内で補助（配分基準） 一般分補助額 教職員人件費及び物件費について、標準経費の2分の1を配分 特別分補助額 各幼稚園の個別事情により調整配分
補助対象経費	2,508,661,461 円 （平成24年度 796,195,360円 平成25年度 814,801,447円 平成26年度 897,664,654円）
補助金確定額	1,097,475,000 円 （平成24年度 363,159,000円 平成25年度 370,134,000円 平成26年度 364,182,000円）
補助事業等の区分	管理運営費補助（備品）
補助対象年度	平成24年度、平成25年度、平成26年度
補助金の額の確定年月日	平成24年度 平成25年4月26日 平成25年度 平成26年4月25日 平成26年度 平成27年4月30日

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

【補助対象外経費を補助対象経費としているもの】

私立学校法により学校法人の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとされているが、平成24年度から26年度までの実績報告書において、前年度に契約行為等を行い納品された車両の購入経費を当年度の補助対象経費としているものがあった。

なお、定額補助のため、補助金の額に影響はなかった。

<前年度に契約を行い納品のあった備品等を当年度の補助対象経費としているもの>

(単位：円)

補助対象とした年度	納品年度	備品名	購入価格
平成24年度	平成23年度 (H24. 3. 30)	送迎バス	14,154,000
平成25年度	平成24年度 (H25. 3. 28)	送迎バス	5,722,500
平成26年度	平成25年度 (H26. 3. 25)	送迎バス	14,280,000

《改善意見》

道は、補助事業者に対し、補助金の交付申請や実績報告書における補助対象経費と補助対象外経費を明確に区分し、補助対象経費を適切に算定するよう指導すること。

(4) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構施設整備等補助金

ア 補助事業等の概要

所管部課等	総合政策部（政策局研究法人室）
補助団体名	地方独立行政法人D
事業の目的 又は趣旨	施設整備に係る工事その他の施設設備整備業務の財源に充てるため、地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、予算の範囲内で、補助事業者に対し補助金を交付する。
補助対象経費	試験調査船の代船建造に要する経費 試験調査船建造工事
事業内容	試験調査船の代船の建造工事、施工監理委託業務等
補助率	4分の3以内
補助対象経費	1,497,510,000円（H25 543,618,000円 H26 953,892,000円）
補助金確定額	1,123,132,500円（H25 407,713,250円 H26 715,419,250円） （H25設定債務負担行為）
補助事業等の区分	施設等整備費補助（施設）
補助対象年度	平成25年度、平成26年度
補助金の額の 確定年月日	平成26年11月26日

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(5) 空調機器等更新事業費補助金

ア 補助事業等の概要

所管部課等	総合政策部（航空局航空課）
補助団体名	公益財団法人E
事業の目的 又は趣旨	補助事業者が空港の24時間運用対策として行う事業に対し、その経費に不足が生じた場合に、その不足分の一部を補助することにより、空港の24時間運用の円滑な推進と高質化の促進に資することを目的とする。
補助対象経費	補助事業者が別表に掲げる助成事業を実施するために必要な経費について、基金の運用益及び道が別に交付する基金の運用益見合補助金を充てた上でなお不足が生じた場合の、その不足分となる経費 <別表> 補助事業者が、住宅防音工事により設置した暖房機器、空調機器及び冷房装置（以下「機器」という。）のうち設置後10年を経過し、使用不能となったと認めた場合に、事業の実施主体が行う機器の更新に要する経費。
事業内容	機器の更新 H24 暖房機器、空調換気扇、レンジ用換気扇、冷房装置 H25 暖房機器、空調換気扇、レンジ用換気扇、冷房装置 H26 暖房機器、空調換気扇、レンジ用換気扇、冷房装置
補助率	100分の95
補助対象経費	182,025,326円 （平成24年度 99,001,967円 平成25年度 41,074,695円 平成26年度 41,948,664円）
補助金確定額	172,924,058円 （平成24年度 94,051,868円 平成25年度 39,020,960円 平成26年度 39,851,230円）
補助事業等の区分	施設等整備費補助（設備）
補助対象年度	平成24年度、平成25年度、平成26年度
補助金の額の 確定年月日	平成24年度 平成25年4月17日 平成25年度 平成26年4月15日 平成26年度 平成27年4月15日

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(6) 自然公園等整備事業

ア 補助事業等の概要

所管部課等	環境生活部（環境局生物多様性保全課）
補助団体名	F町
事業の目的 又は趣旨	自然公園の自然景観の保全を図りつつ、適正な利用を促進するため、道が作成した北海道自然環境整備計画に基づく交付対象事業を市町村が行う際に要する経費に対し、予算の範囲内で、当該市町村に補助金を交付する。
補助対象経費	道が作成した北海道自然環境整備計画に基づく交付対象事業を市町村が行う際に要する経費 ・ 国定公園において行われる施設に関する公園事業
事業内容	休憩所（インフォメーションセンター）の新築
補助率	100分の45以内
補助対象経費	48,825,000円
補助金確定額	21,971,000円
補助事業 等の区分	施設等整備費補助（施設）
補助対象年度	平成24年度
補助金の額の 確定年月日	平成25年1月28日

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(7) 循環資源利用促進施設設備整備費補助事業

ア 補助事業等の概要

所管部課等	環境生活部（環境局循環型社会推進課）
補助団体名	株式会社G
事業の目的 又は趣旨	北海道循環資源利用促進税条例第18条の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る設備及びそれに伴う施設の整備に要する経費の一部を補助することにより、道内の産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指すことを目的とする。
補助対象経費	1 自ら排出する産業廃棄物の排出抑制、減量化に係る設備機器の整備及び産業廃棄物のリサイクルに係る設備機器の整備に要する経費 2 他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに係る設備機器の整備に要する経費 (1) 機械装置費 (2) 施設整備費 (3) 委託費 (4) その他経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの
事業内容	汚泥等の再資源化施設の整備 機械設備 有機系前処理設備、有機系脱水設備、有機系生物処理設備、薬品注入設備、無機系前処理凝集設備、無機系脱水設備、ろ過放流設備等 施設整備 土木工事、建築工事、電気工事
補助率	2分の1以内 (汚泥等のリサイクルのための設備機器の整備は3分の2以内)
補助対象経費	276,965,944 円
補助金確定額	175,851,000 円
補助事業等の区分	施設等整備費補助（設備）
補助対象年度	平成24年度
補助金の額の確定年月日	平成25年4月3日

※ 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

【事業計画が達成されていないもの】

本事業においては、受け入れた産業廃棄物の減量化量を増加させるとともに、再生利用量を増加させることにより、最終処分量を減少させることを目的としている。

平成28年度の減量化量の実績は4,249 tと計画2,990 tに対する達成率は142.1%となっている。

一方、当該施設において減量化した産業廃棄物は、その大部分を再利用することにより、最終処分場の長寿命化を図ることとしているが、再利用については、汚泥から再生された改良土等の売却が不振であったため、平成28年度の再生利用量の計画1,000 tに対し実績は212 t、達成率は21.2%、最終処分量も計画10 tに対し実績は1,437 t、達成率は0.7%と低位に止まっていた。

<産業廃棄物の受入量と処理内容等>

(単位: t)

区 分	産業廃棄物 受 入 量 (a)	減量化量 (b)	左の率 (b/a)	減量化後の				
				処 理 量 (c)=(a)-(b)	再生利用量 (d)	左の率 (d/c)	最終処分量 (e)=(c)-(d)	左の率 (e/c)
事 業 計 画 A	4,000	2,990	74.75%	1,010	1,000	99.00%	10	0.99%
平成28年度実績 B	5,898	4,249	72.04%	1,649	212	12.86%	1,437	87.14%
計画に対する平成28年度実績の達成率 B/A (ただし、最終処分量の達成率についてはA/B)	147.45%	142.11%	-	-	21.20%	-	0.70%	-

※ 事業計画A 次頁(エ)財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているかの<事業計画の正誤表>の区分のうち事業計画(正)をいう。

《改善意見》

産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルという事業の目的や、それに関連する計画が一部達成されていないことから、道は、現地調査なども含め、その実態把握を行うとともに、補助事業者に対して原因究明や改善方策について検討を行わせるなど、計画達成に向けた更なる指導・助言に努めること。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

【誤った実績数値等に基づき事業計画書が作成され事業が採択されているもの】

補助事業者から、産業廃棄物の処理施設への受入量等について、誤った実績数値等に基づき作成された事業計画書が道に提出され、それにより当該補助事業に係る審査委員会の選考が行われ、事業が採択されていた。

そのため、仮に正しい数値により事業計画書が提出されていたとすると、他の事業が採択されていた可能性を否定できず、選考結果の妥当性について疑義の生じる結果となっていた。

また、産業廃棄物の年間受入量を11,000tと計画したが、正しい年間受入量は4,000tであったため、整備した設備等の規模の妥当性について明らかとなっていなかった。

<事業計画の正誤表>

(単位: t)

区 分	導入前実績・計画の別	産業廃棄物受入量	産業廃棄物		
			減量化量	再生利用量	最終処分量
事業計画 (誤)	設備導入前実績	8,996	6,665	678	1,653
	計 画	11,000	8,250	2,740	10
事業計画 (正)	設備導入前実績	3,706	1,375	678	1,653
	計 画	4,000	2,990	1,000	10
相違している量 (誤) - (正)	設備導入前実績	5,290	5,290	0	0
	計 画	7,000	5,260	1,740	0

※ 事業計画書に記載する産業廃棄物受入量の設備導入前実績については、実際に設備で処理した量を記載することとされているが、誤って設備で処理を行わなかった量も含めて記載していた。

《改善意見》

補助事業の採択に当たっては、誤った実績数値等に基づき作成された事業計画書により、事業が採択されることのないよう、事業計画の正否や妥当性などについて、十分な審査・検討を行うこと。

(8) 医療施設耐震化臨時特例整備促進費補助金

ア 補助事業等の概要

所管部課等	保健福祉部（地域医療推進局地域医療課）
補助団体名	H市
事業の目的 又は趣旨	大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を緊急的に行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図る。
補助対象経費	災害拠点病院、救命救急センターが行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費
事業内容	病院の改築工事 建築主体工事 電気設備工事（電気設備、受変電設備） 機械設備工事（通信設備、衛生設備、空調設備）
補助率	10分の10以内
補助対象経費	3,668,221,566 円 (平成22年度 19,929,955円 平成23年度 1,545,889,000円 平成24年度 2,102,402,611円)
補助金確定額	2,264,097,000 円 (平成22年度 11,320,000円 平成23年度 955,449,000円 平成24年度 1,297,328,000円)
補助事業等の区分	施設等整備費補助（施設）
補助対象年度	平成22年度、平成23年度、平成24年度
補助金の額の 確定年月日	平成22年度 平成23年4月13日 平成23年度 平成24年4月27日 平成24年度 平成25年2月14日

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(9) オホーツク圏地域医療再生計画事業費補助金

ア 補助事業等の概要

所管部課等	保健福祉部（地域医療推進局地域医療課）
補助団体名	法人 I
事業の目的 又は趣旨	地域医療再生計画に基づき、北海道医療計画に定める三次医療圏の医療の充実を図ることを目的として、北海道補助金等交付規則の規定によるほか、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助対象経費	救命救急センター機能強化事業 ・施設整備費 救命救急センターの整備に要する設計費及び工事費又は工事請負費 ・設備整備費 救命救急センターとして必要な医療機器購入費（取付工事料を含む。）
事業内容	医療機器の購入 設備整備等（X線TV装置、X線血管撮影装置、超電動磁気共鳴診断装置等）
補助率	補助金の交付額は、次により算出された額とする。 (1) 事業区分及び事業者ごとに別に定める額と事業区分及び事業者ごとに定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1) により選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助額とする。
補助対象経費	563,556,781 円
補助金確定額	415,720,000 円
補助事業等の区分	施設等整備費補助（設備）
補助対象年度	平成26年度
補助金の額の確定年月日	平成27年1月14日

イ 監査結果

- (ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。
是正又は改善を要する事項はなかった。
- (イ) 施設等が適切に管理されているか。
是正又は改善を要する事項はなかった。
- (ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。
是正又は改善を要する事項はなかった。
- (エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。
是正又は改善を要する事項はなかった。

(10) 北網地域医療再生事業費補助金

ア 補助事業等の概要

所管部課等	保健福祉部（地域医療推進局地域医療課）	
補助団体名	法人 I	
事業の目的 又は趣旨	地域医療再生計画に基づき、地域の医療の充実を図ることを目的として、北海道補助金等交付規則の規定によるほか、予算の範囲内で補助金を交付する。	
補助対象経費	特設講座設置事業 事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費は除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	
事業内容	パソコンの購入	
補助率	補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。 (1) 別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 <別表>	
	1 事業区分	2 対象経費
	特設講座設置事業	事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費は除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金、補助及び交付金
	3 基準額	61,000,000円
補助対象経費	77,224,196 円	
補助金確定額	61,000,000 円	
補助対象年度	平成26年度	
補助事業等の区分	事業費補助（備品）	
補助金の額の確定年月日	平成27年5月19日	

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(11) 電源立地地域対策交付金事業

ア 補助事業等の概要

所管部課等	経済部（産業振興局環境・エネルギー室）
補助団体名	J町
事業の目的 又は趣旨	発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するため市町村等に対し、発電用施設周辺地域整備法等に定めがあるものを除き、予算の範囲内で交付金を交付する。
交付対象経費	市町村、一部事務組合が電源立地地域対策交付金交付規則第3条第1項第6号に掲げる公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置を行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるための経費
事業内容	防災行政無線更新整備工事 ・戸別受信機設置、アンテナ設置 ・親局設備移設 工事監理業務
交付率	定額（10分の10以内）
交付対象経費	446,040,000 円
交付金確定額	446,040,000 円
交付対象年度	平成26年度
補助事業等の区分	事業費補助（備品）
交付金の額の 確定年月日	平成27年4月8日

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(12) 企業立地促進費補助金

ア 補助事業等の概要

所管部課等	石狩振興局（産業振興部商工労働観光課）
補助団体名	K株式会社
事業の目的 又は趣旨	道内に工場、事業場等の新設又は増設をしようとする事業者に対し、北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則で定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助対象経費	データセンター事業 自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業。 道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること。 ア 投資額が10億円以上であること。 イ 雇用増が5人以上であること。
事業内容	データセンターの建設及びサーバラックの設置 常用雇用者の採用
補助率	対象業種 データセンター事業 新設 投資額の100分の8 限度額 5億円
補助対象経費	3,621,984,527 円
補助金確定額	289,758,000 円
補助事業等の区分	施設等整備費補助（施設）
補助対象年度	平成24年度
補助金の額の 確定年月日	平成25年2月15日

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。
是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。
是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。
是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。
是正又は改善を要する事項はなかった。

(13) 企業立地促進費補助金

ア 補助事業等の概要

所管部課等	胆振総合振興局（産業振興部商工労働観光課）
補助団体名	株式会社L
事業の目的 又は趣旨	道内に工場、事業場等の新設又は増設をしようとする事業者に対し、北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則で定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助対象経費	自動車関連製造業 自動車・同附属品製造業 道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること。 ア 投資額が5億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。
事業内容	事務棟の建設 工場設備の購入 ・新設リング時効炉 ・新設リング窒化炉 常用雇用者の採用
補助率	対象業種 自動車関連製造業 新設 投資額の100分の10 限度額 10億円
補助対象経費	5,888,137,832 円
補助金確定額	588,813,000 円
補助事業等の区分	施設等整備費補助（設備）
補助対象年度	平成26年度
補助金の額の確定年月日	平成26年12月9日

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(14) 強い農業づくり事業

ア 補助事業等の概要

所管部課等	オホーツク総合振興局（産業振興部農務課）
補助団体名	M市
事業の目的 又は趣旨	小麦について、品質・収量の向上及びその安定化を図るため、パン・中華めん用品種の普及、初冬播き技術等品質・収量向上に資する栽培技術体系の確立・普及等を推進し、産地競争力の強化に資する施設を整備する。
交付対象経費	整備事業 耕種作物共同利用施設整備 集出荷貯蔵施設
事業内容	小麦集出荷貯蔵施設の建設 ・機械棟 ・サイロ ・荷受設備 ・出荷設備
交付率	定額（事業費の2分の1以内）
交付対象経費	4,188,964,500円
交付金確定額	2,094,482,000円 (平成25年度 2,094,482,000円(平成24年度予算 2,094,482,000円を平成25年度に繰越))
補助事業等の区分	施設等整備費補助（施設）
交付対象年度	平成24年度、平成25年度
交付金の額の 確定年月日	平成26年3月27日

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(15) 強い農業づくり事業

ア 補助事業等の概要

所管部課等	オホーツク総合振興局（産業振興部農務課）
補助団体名	N株式会社
事業の目的 又は趣旨	産地収益力の強化に向けた取組を推進するため、甘味資源作物（てん菜）について、生産の安定化、省力・低コスト化等を推進するための共同育苗施設、集中脱葉施設等の整備を支援する。
交付対象経費	整備事業 耕種作物共同利用施設整備 農産物処理加工施設
事業内容	農産物処理加工施設の整備及び設備の設置 ・全量再溶解設備（連続結晶缶、分蜜機） ・微生物対策設備（純水装置、糖液殺菌装置）
交付率	定額（事業費の2分の1以内）
交付対象経費	2,337,246,420円 （平成25年度 1,054,587,460円 平成26年度 1,282,658,960円）
交付金確定額	1,087,227,000円 （平成25年度 490,567,000円 平成26年度 596,660,000円） （平成25年度予算 596,660,000円を平成26年度に繰越）
補助事業等の区分	施設等整備費補助（設備）
交付対象年度	平成25年度、平成26年度
交付金の額の 確定年月日	平成27年4月10日

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(16) 強い農業づくり事業

ア 補助事業等の概要

所管部課等	空知総合振興局（産業振興部農務課）
補助団体名	〇市
事業の目的 又は趣旨	適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が、経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等について支援する。
補助対象経費	<p>1 融資主体型補助事業 主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用し、事業を行う場合において、当該整備事業に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行う。 助成対象者が自らの経営において使用するために行う次に掲げる取組であって当該取組の実施に要する経費について、融資を受けるものであることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設の改良、造成、復旧若しくは取得 ・農地等の改良、造成又は復旧 <p>2 追加的信用供与補助事業 1の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てる経費について、助成を行う。</p>
事業内容	農業用機械等（トラクター、コンバイン等）の導入
補助率	1 融資主体型補助事業 10分の3以内 2 追加的信用供与補助事業 定額
補助対象経費	426,644,150 円（平成24年度 123,544,750円 平成25年度 303,099,400円）
補助金確定額	137,143,000 円（平成24年度 33,466,000円 平成25年度 103,677,000円） （平成24年度予算 33,466,000円を平成25年度に繰越）
補助対象年度	平成24年度、平成25年度
補助事業等の区分	施設等整備費補助（備品）
補助金の額の 確定年月日	平成24年度 平成26年3月10日 平成25年度 平成26年4月15日

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

【成果目標の達成状況等を公表していないもの】

補助事業の実施主体である市町村は、経営面積の拡大や一等米の比率を高める農産物の高付加価値化等の成果目標を設定しており、それらの達成状況等については、道の通知等により公表することとなっているが、これを行っていなかった。

《改善意見》

道は、市町村に対し、成果目標の達成状況等を公表し、通知等に沿った適切な事務処理を行うよう指導・助言を行うこと。

(17) 共同利用漁船復旧支援事業

ア 補助事業等の概要

所管部課等	根室振興局（産業振興部水産課）
補助団体名	P 漁業協同組合
事業の目的 又は趣旨	東北地方太平洋沖地震及びこれにより発生した津波により被災した漁業者の生活を支援するため、共同で利用する漁船の復旧支援対策を行い、漁業者の生活の安定確保と地域の生産力の回復、復興を図る。
補助対象経費	共同利用漁船の建造に要する経費のうち次に掲げるものに要する経費 漁船建造費 動力漁船 船 体 機 関 設備関係
事業内容	共同利用漁船の建造
補助率	3分の2
補助対象経費	3,353,668,000 円 (平成23年度 315,608,000円 平成24年度 3,038,060,000円)
補助金確定額	2,235,776,000 円 (平成23年度 210,405,000円 平成24年度 2,025,371,000円) (平成23年度予算のうち2,025,371,000円を平成24年度に繰越)
補助事業等の区分	施設等整備費補助（施設）
補助対象年度	平成23年度、平成24年度
補助金の額の確定年月日	平成24年12月10日

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(18) 森林整備加速化・林業再生事業

ア 補助事業等の概要

所管部課等	胆振総合振興局（産業振興部林務課）
補助団体名	株式会社Q
事業の目的 又は趣旨	森林・林業・木材産業を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた地域の創意工夫に基づく総合的な取組を支援するため、都道府県に森林整備加速化・林業再生基金を造成し、補助金を交付する。
補助対象経費	木材加工流通施設等整備 (1) スtockポイント整備 (2) 間伐材等加工流通施設整備 木材処理加工施設整備
事業内容	木材処理加工施設の整備及び設備の設置 ・作業用建物建築 ・製材機械設備 ・原木選別機械設備 ・乾燥装置設備
補助率	定額（2分の1以内）
補助対象経費	1,274,400,000 円
補助金確定額	590,000,000 円
補助事業等の区分	施設等整備費補助（設備）
補助対象年度	平成26年度
補助金の額の確定年月日	平成27年4月14日

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(19) 林業・木材産業構造改革事業

ア 補助事業等の概要

所管部課等	オホーツク総合振興局（産業振興部林務課）
補助団体名	R市
事業の目的 又は趣旨	地域内で生産される木材の有効な活用を図るため、効率的な木材の処理及び加工等に必要な施設の整備を支援する。
補助対象経費	木材加工流通施設整備 木材処理加工施設 木材製材施設装置
事業内容	木材加工流通施設内に設置する備品の整備 木材製材施設装置 ・機械装置 ・高圧受電設備 ・貯木場舗装
補助率	2分の1以内
補助対象経費	627,296,400 円
補助金確定額	290,415,000 円
補助事業 等の区分	施設等整備費補助（備品）
補助対象年度	平成26年度
補助金の額の 確定年月日	平成27年3月3日

イ 監査結果

(ア) 施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(イ) 施設等が適切に管理されているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(ウ) 事業計画で見込んだ効果が現れているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

(エ) 財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか。

是正又は改善を要する事項はなかった。

第4 所見

今回の行政監査では、補助金等により整備した施設等が、補助金等の交付目的に沿って利活用されているか、施設等が適切に管理されているか、事業計画で見込んだ効果が現れているか、財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているかの4つの着眼点により、延べ19の補助事業等について監査を行ったので、その結果を踏まえ、次のとおり所見を述べる。

今回、4つの着眼点により監査したところ、「施設等が補助金等の交付目的に沿って利活用されているか」及び「施設等が適切に管理されているか」については、是正又は改善を要する事項はなかった。

「事業計画で見込んだ効果が現れているか」についてであるが、今回の監査において、事業計画が達成されていないものがあった。

補助事業の内容によっては、事業効果の発現までに一定期間を要するものもあることから、道は、事業完了後においても、当該施設等が事業計画を達成しているか、必要に応じて実態把握に努められたい。

「財産処分の手続き等の事務処理が適切に行われているか」についてであるが、誤った実績数値等に基づき事業計画書が作成され事業が採択されているものがあった。補助事業の採択や、適正な事業実施の前提となる事業計画書は、事業完了後の事業評価の正当性にも大きな影響を与えるものであることから、道は、補助事業の採択に当たっては、補助事業者から提出された事業計画書の内容等について、十分な審査・検討を行うなど、適切な事務処理に努められたい。

次に、補助事業者は、当該補助金に係る通知等により、成果目標等の達成状況や点検結果を公表しなければならないこととされていたが、これを行っていないものがあった。

補助事業の透明性を確保する上で、成果目標等の達成状況や点検結果を公表することは、重要であることから、道は、補助事業者に対して、適切に事務処理を行うよう指導・助言されたい。

また、前年度に契約行為等を行い納品された備品に係る経費を当年度の補助対象経費としているものがあった。

もとより、補助金の算定に当たって、補助対象経費の積算は、その基礎となるものであり、道は、補助対象経費を十分に確認するとともに、補助事業者に対して適切に事務処理を行うよう指導・助言されたい。

最後になるが、補助金の交付は公益上必要な場合に認められるものであり、道民の税金など貴重な財源により賄われるものであることから、道は、補助金等により整備した施設等が後年度においてどのように利活用され、また、それによりどのような効果が現れているかについて検証するなどして、当該施設等が補助金等の交付の目的に沿って、適正かつ効果的、効率的に利活用されるよう努められたい。